

景観計画について 意見を募集します

美しい東川の風景を守り育てる

東川町は、写真の町づくりや商店街の木彫看板設置、農家地区の芝桜の植栽、花俱樂部などによる花植栽など美しい東川の風景を守り育てる地域づくりが認められ、平成17年3月に都市計画を持たない町としては全国で初めて景観法に基づく景観行政団体になり、景観計画を策定することになりました。

既に美しい東川の風景を守り育てる基本計画があることから、その内容を基本に、未来の東川町が美しく輝く町になることを目指した景観計画にしたいと考えております。今年中を目標に計画策定に向けて専門化の意見を聴きながら作業を進めており、素案の一部は次のとおりです。



キトウシ山からの田園風景



グリーンヴィレッジ(南町4丁目)構想図

東川町景観計画素案(一部)

景観計画の区域

東川町全域

基本理念

「人と自然がおりなす

輝きの大地ひがしかわ」

(景観は自然と人々の営みが創り出す複合的なものであること。まちづくり計画の基本理念と統一性を持たせる。)

景観原則

木を大切に(木を植え、剪定伐採は計画的に行う。)

無彩色及び素材色を尊重する。

(建物・構築物は原色を使わない。)

建物・構築物は樹木よりも低くする。(スカイラインの保全と空間の確保。)

広がりのある空間をつくる。(門塀は生垣にする。)

デザインを調和させる。(住宅と車庫などの調和を図り、既製の車庫等を極力使わない。)

緑を増やす。(建築などの際は以前よりも緑を増やす。)



大雪山といも畑

全域における基本方針

大雪山を背景に田畑が広がる東川町固有の景観保全を図る。

平地や里山地区の農地・山林・河川など総合的な景観や環境の保全を図る。

写真の町、大雪山の伏流水の町に相応しい環境と景観に配慮したまちづくりを図る。

開発行為や建築物の景観・環境への配慮など規制や誘導を行う。

環境や景観教育に力を入れ、住民(事業者)との協働による景観つ

くりを推進する。

建築物の建築に際しては、東川風住宅設計指針を尊重する。

このほか、地区別の基本方針、建築物や工作物建築(建設)の届出対象行為などを計画に盛り込むこととしています。

今後、美しい風景づくり審議会や都市計画委員会の審議のほか、町民皆様の意見を参考に計画策定を進めていきたいと考えておりますので、ご意見のある方は役場企画総務課政策室(☎82 2111)までお寄せください。

美しい田園風景

